

# 地方財政審議会付議（説明）案件

令和3年2月19日（金）

（案件名）

- ・ 地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の改正について（決裁案件）

○ 地方揮発油譲与税法（昭和30年法律第113号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第7条の2 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 略

二 第2条第1項、第4項、第6項（第3条第2項において準用する場合を含む。）

若しくは第8項、第3条第1項又は前条の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 略

○ 自動車重量譲与税法（昭和46年法律第90号）

（地方財政審議会の意見の聴取）

第6条の2 総務大臣は、第2条第1項若しくは第3項、第2条の2第2項若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は市町村及び都道府県に対して譲与すべき自動車重量譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

課長補佐 西村 高則

（内23511）

# 地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量 譲与税法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和3年2月  
総務省

## 1 主な改正の内容

- (1) 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の譲与基準に用いる自家用の乗用車の台数に錯誤があった場合の措置について、規定の整備を行う。
- (2) 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の額の算定に用いる資料の提出義務について規定の明確化を行う。
- (3) 地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の譲与基準に用いる道路の延長・面積の補正に用いる人口に設けられた被災市町村に係る特例の適用期限を、令和3年度まで延長する。

## 2 施行期日

- (1) 公布の日（地方揮発油譲与税法施行規則については、令和16年4月1日）
- (2) 公布の日（地方揮発油譲与税法施行規則については、令和16年4月1日）
- (3) 令和3年4月1日

○総務省令第 号

地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）及び自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）の規定に基づき、地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

総務大臣 武田 良太

地方揮発油譲与税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第一条 地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出)

第七条 都道府県知事は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料及び地方揮発油譲与税の額の算定に用いる自家用の乗用車の台数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

2|| 指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

3|| [略]

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第八条 地方揮発油譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要があるときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県に係る道路の延長若しくは面積又は自家用の乗用車の台数が錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該都道府県に係る道路の延長又は面積に錯誤があつた場合 次の算式により得た率(小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該都道府県に譲与した地方揮発油譲与税(法第二条第一項の規定により譲与したものに限る。)の額に乗じて得た額

$$\frac{1}{2} \times \left[ \begin{array}{l} \text{錯誤を修正し} \text{---} \text{譲与の基準とな} \text{---} \text{譲与の基準とな} \\ \text{た道路の延長} \text{---} \text{つた道路の延長} \text{---} \text{た道路の面積} \text{---} \text{つた道路の面積} \\ \text{譲与の基準とな} \text{---} \text{譲与の基準とな} \end{array} \right]$$

二 当該都道府県に係る自家用の乗用車の台数に錯誤があつた場合 次の算式により得た率(小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該都道府県に譲与した地方揮発油譲与税(法第二条第七項の規定により譲与したものに限る。)の額に乗じて得た額

$$\frac{\text{譲与の基準となつた自家用の乗用車の台数}}{\text{譲与の基準となつた自家用の乗用車の台数}}$$

2|| 地方揮発油譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつた

(地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出)

第七条 都道府県知事及び指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

[新設]

2|| [同上]

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第八条 地方揮発油譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要があるときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県又は市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県又は市町村の道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率(小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該都道府県又は市町村に譲与した地方揮発油譲与税の額に乗じて得た額とする。

$$\frac{1}{2} \times \left[ \begin{array}{l} \text{譲与の基準となつた道路の延長} \text{---} \text{譲与の基準とな} \text{---} \text{譲与の基準とな} \\ \text{つた道路の面積} \text{---} \text{つた道路の面積} \end{array} \right]$$

2|| 前項の場合においては、同項の譲与時期において各都道府県及び市町村に譲与する額は、法第四条の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する法第四条の譲与額として算定した各都道府県及び市町村に譲与すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3|| 第一項の都道府県又は市町村に譲与すべき額に加算し、又は当該譲与すべき額から減額すべき錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤にかかる額とする。

<p>め、譲与した額を増加し、又は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、前項第一号に規定する算式により得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に譲与した地方揮発油譲与税の額に乗じて得た額とする。</p> <p>3   前二項の場合においては、前二項の譲与時期において各都道府県及び市町村に譲与する額は、法第四条の規定により当該譲与時期に譲与すべき額から前二項の加算すべき額を減額し、及びこれに前二項の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する同条の譲与額として算定した各都道府県及び市町村に譲与すべき額に相当する額に前二項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。</p> <p>4   第一項後段又は第二項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。</p> <p>附 則</p> <p>〔1〕4 略</p> <p>5 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から令和三年度までの各年度分の地方揮発油譲与税の算定に係る第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表略〕</p>	<p>5 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から平成三十二年度までの各年度分の地方揮発油譲与税の算定に係る第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表同上〕</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（自動車重量譲与税法施行規則の一部改正）

第二条 自動車重量譲与税法施行規則（昭和四十六年自治省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(自動車重量譲与税の算定に用いる資料の提出)

第四条 [略]

2 都道府県知事は、自動車重量譲与税の算定に用いる家用の乗用車の台数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第五条 自動車重量譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるが生じた場合においては、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において当該錯誤に係る額を当該譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る道路の延長又は面積(第三条の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該市町村に譲与した自動車重量譲与税額に乗じて得た額とする。

〔算式略〕

2 自動車重量譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるが生じた場合においては、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において当該錯誤に係る額を当該譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。この場合において、当該都道府県に係る家用の乗用車の台数に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該都道府県に譲与した自動車重量譲与税額に乗じて得た額とする。

錯誤を修正した後の

錯誤を修正する前の

家用の乗用車の台数

家用の乗用車の台数

錯誤を修正する前の

家用の乗用車の台数

3 前二項の場合においては、前二項の譲与時期において各市町村及び都道府県に譲与する額は、法第三条の規定により当該譲与時期に譲与すべき額から前二項の加算すべき額の合算額を減額し、及びこれに前二項の減額すべき額の合算額を加算して得た額に基づいて算定した各市町村及び都道府県に譲与すべき額に前二項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

4 第一項後段又は第二項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

附則

〔1〜4 略〕

(自動車重量譲与税の算定に用いる資料の提出)

第四条 [同上]

〔新設〕

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第五条 自動車重量譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要があるが生じた場合においては、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において当該錯誤に係る額を当該譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る道路の延長又は面積(第三条の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下本項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率(小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該市町村に譲与した自動車重量譲与税額に乗じて得た額とする。

〔算式同上〕

〔新設〕

2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各市町村に譲与する額は、法第三条の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額から前項の加算すべき額の合算額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額の合算額を加算して得た額に基づいて算定した各市町村に譲与すべき額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

3 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

附則

〔1〜4 同上〕

<p>5 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から令和三年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算定に係る第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔6 略〕</p>	<p>5 福島県南相馬市、双葉郡楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十年度から令和二年度までの各年度分の自動車重量譲与税の算定に係る第三条第六項本文及び第七項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第六項ただし書及び第八項の規定は、適用しない。</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔6 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	



## 附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中自動車重量譲与税法施行規則第四条及び第五条の改正規定 公布の日
- 二 第一条中地方揮発油譲与税法施行規則第七条及び第八条の改正規定 令和十六年四月一日

地方揮発油譲与税法施行規則第8条及び自動車重量譲与税法施行規則第5条関係

【参照条文】

○地方揮発油譲与税法（昭和30年8月1日法律第113号） [令和16年4月1日施行]  
（都道府県及び指定市に対する地方揮発油譲与税の譲与の基準）

第二条 略

2～6 略

7 地方揮発油譲与税の千分の五十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六条第一項若しくは第三項又は第四百七条第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第一百七十七条の十七の規定により自動車税の種別割を免除したものを除く。次項において同じ。）の台数に按分して譲与するものとする。

8 前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第七条 総務大臣は、地方揮発油譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において都道府県及び市町村に譲与すべき額とするものとする。

○地方揮発油譲与税法施行規則（昭和31年3月9日総理府令第7号） [令和16年4月1日施行]  
（自家用の乗用車の台数の算定）

第六条の二 法第二条第七項の自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第八条 地方揮発油譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減額する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県又は市町村に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。この場合において、当該都道府県又は市町村の道路の延長又は面積に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率（小数点以下三位未満の端数が生ずるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該都道府県又は市町村に譲与した地方揮発油譲与税の額に乗じて得た額とする。

$$\left( \left( \text{錯誤を修正した道路の延長} - \text{譲与の基準となつた道路の延長} \right) \div \text{譲与の基準となつた道路の延長} \right) + \left( \left( \text{錯誤を修正した道路の面積} - \text{譲与の基準となつた道路の面積} \right) \div \text{譲与の基準となつた道路の面積} \right) \div 2$$

2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各都道府県及び市町村に譲与する額は、法第四条の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する法第四条の譲与額として算定し

た各都道府県及び市町村に譲与すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

- 3 第一項の都道府県又は市町村に譲与すべき額に加算し、又は当該譲与すべき額から減額すべき錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤にかかる額とする。

#### ○自動車重量譲与税法（昭和46年5月31日法律第90号）

（都道府県に対する自動車重量譲与税の譲与の基準）

第二条の二 自動車重量譲与税の三百四十八分の十五に相当する額は、都道府県に対し、当該都道府県が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六条第一項若しくは第三項又は第四百七条第一項若しくは第二項の規定により自動車税の種別割を課した自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるもの及び同法第一百七十七条の十七の規定により自動車税の種別割を免除したものを除く。次項において同じ。）の台数に按分して譲与するものとする。

- 2 前項の自家用の乗用車の台数は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第六条 総務大臣は、自動車重量譲与税を市町村及び都道府県に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、総務省令で定めるところにより、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該譲与時期において市町村及び都道府県に譲与すべき額とするものとする。

#### ○自動車重量譲与税法施行規則（昭和46年7月5日自治省令第13号）

（自家用の乗用車の台数の算定）

第三条の二 法第二条の二第一項の自家用の乗用車の台数の算定は、毎年度、前年の四月一日現在において行うものとする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第五条 自動車重量譲与税を市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤があつたことを発見した日以後最初に到来する譲与時期（当該錯誤に係る額が本項後段に規定するものである場合には、当該錯誤があつたことを発見した日の属する年度における最後の譲与時期）に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において当該錯誤に係る額を当該譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。この場合において、当該市町村に係る道路の延長又は面積（第三条の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下本項において同じ。）に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式によつて得た率（小数点以下三位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を錯誤があつた年度において当該市町村に譲与した自動車重量譲与税額に乗じて得た額とする。

$$\left\{ \left( \text{錯誤を修正した後の道路の延長} - \text{錯誤を修正する前の道路の延長} \right) \div \text{錯誤を修正する前の道路の延長} + \left( \text{錯誤を修正した後の道路の面積} - \text{錯誤を修正する前の道路の面積} \right) \div \text{錯誤を修正す} \right.$$

る前の道路の面積)} × (1/2)

- 2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各市町村に譲与する額は、法第三条の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額から前項の加算すべき額の合算額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額の合算額を加算して得た額に基づいて算定した各市町村に譲与すべき額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。
- 3 第一項後段の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該錯誤に係る額とする。

**地方揮発油譲与税法施行規則第7条及び自動車重量譲与税法施行規則第4条関係**

**【参照条文】**

○地方揮発油譲与税法（昭和30年8月1日法律第113号）

（譲与額の算定に用いる資料の提出義務）

第六条 都道府県知事及び市町村の長は、総務省令で定めるところにより、地方揮発油譲与税の額の算定に用いる資料を総務大臣に（市町村の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

○地方揮発油譲与税法施行規則（昭和31年3月9日総理府令第7号）

（地方揮発油譲与税の算定に用いる資料の提出）

第七条 都道府県知事及び指定市の長は、一般国道、高速自動車国道及び都道府県道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

2 市町村の長は、市町村道に係る地方揮発油譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより都道府県知事を経由して提出しなければならない。

○自動車重量譲与税法（昭和46年5月31日法律第90号）

（譲与額の算定に用いる資料の提出義務）

第五条 市町村長及び都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、自動車重量譲与税の額の算定に用いる資料を総務大臣に（市町村長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。

○自動車重量譲与税法施行規則（昭和46年7月5日自治省令第13号）

（自動車重量譲与税の算定に用いる資料の提出）

第四条 市町村の長は、自動車重量譲与税の額の算定に用いる道路の延長及び面積に関する資料を総務大臣の定めるところにより都道府県知事を経由して提出しなければならない。

地方揮発油譲与税法施行規則附則第5項及び自動車重量譲与税法施行規則附則第5項関係

【参照条文】

○地方揮発油譲与税法施行規則（昭和31年3月9日総理府令第7号）

（第三条第二項等の人口）

第五条 第三条第二項及び第四項並びに前条第三項及び第五項の人口は、前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口による。ただし、当該公示のあつた後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項又は第一百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、その人口による。

2 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法（平成十九年法律第五十三号）第八条の規定により前年度末までに公表されている国勢調査のうち最近のものによる当該人口をいう。以下この条において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の前条第三項及び第五項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3 （略）

附 則

5 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十三年度から平成三十四年度までの各年度分の地方揮発油譲与税の算定に係る第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）
第二項	昼間人口（従業地、通学地による人口が	特例昼間人口（
	により前年度末までに	により
	国勢調査のうち最近のもの	平成二十二年の国勢調査
	当該人口をいう。以下この項及び次項	従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口をいう。以下この項
	常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示	特例人口

	された人口をいう。以下この条において同じ。）	
	昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人口
	同項の人口	特例人口

○自動車重量譲与税法施行規則（昭和46年7月5日自治省令第13号）

（道路の延長及び面積の補正）

第三条（略）

2～5（略）

6 第三項及び前項の人口は、前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口による。ただし、当該公示のあつた後において、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該市町村の人口を告示したときは、その人口による。

7 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法（平成十九年法律第五十三号）第八条の規定により前年度末までに公表されている国勢調査のうち最近のものによる当該人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第三項及び第五項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

8～9（略）

附 則

5 福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯館村に対する平成三十三年度から令和二年度までの各年度分の地方揮発油譲与税の算定に係る第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

第六項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）
第七項	昼間人口（従業地、通学地による人口が	特例昼間人口（
	により前年度末までに	により
	国勢調査のうち最近のもの	平成二十二年の国勢調査
	当該人口をいう。以下こ	従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口を

	の項及び次項	いう。以下この項
	常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	特例人口
	昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人口
	同項の人口	特例人口